

国立大学協会

會 報

昭和38年11月
第24号

一、事業報告

第二十九回總會、役員會、大學運營協議會……等

二、彙報

會則、大學運營協議會規程、同實施細則、
各役員、各委員等一覽表、要望書……等

会報

(第二十四号)

国立大学協会

目次

一、事業報告

1	役員会(昭和三八・四・二〇).....	一
2	役員会(昭和三八・六・二〇第二十九回総会).....	二
3	第二十九回総会(昭和三八・六・二〇・第一日)議事要録.....	三
4	第二十九回総会(昭和三八・六・二一・第二日)議事要録.....	八
5	大学運営協議会規程実施細則制定経過について.....	二二
6	第一回大学運営協議会議事要録(昭和三八・四・一九).....	三三
7	第二回大学運営協議会議事要録(昭和三八・六・七).....	四四
8	第三回大学運営協議会議事要録(昭和三八・六・一九).....	七七
9	第四回大学運営協議会議事要録(昭和三八・九・二七).....	七七
10	講座、学科目に関する省令についての資料送付の件.....	三二

二、彙報

8	大学運営協議会小委員会(細則起草)委員・専門委員表.....	六
9	大学運営協議会(問題点選定)専門委員表.....	六
10	組織整備特別委員会委員表.....	六
11	大学運営協議会準備委員会委員表.....	六
12	第一常置委員会小委員会委員表.....	六
13	各専門委員一覧表.....	六
14	(第三、四、五、六常置委員会) 要望書の提出(第二十九回総会).....	三〇
15	大学設置審議会委員候補者の推薦.....	三

1	国立大学協会会則.....	三
2	大学運営協議会規程.....	三
3	大学運営協議会規程実施細則.....	五
4	国立大学協会役員一覧表.....	六
5	各常置委員会一覧表.....	六
6	一般教育特別委員会.....	七
7	大学運営協議会委員、臨時委員表.....	八

一、事業報告

1 役員会議事要録

日時 昭和三八・四・二〇(土) 午前十時
場所 東京大学講堂南側会議室

出席者 会長、副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長

茅会長主宰の下に開会

一 副会長選出について

会長から、森戸前副会長の退任以来欠員となっている副会長一名の選出をお願いしたい。なお、選出に当たっては旧七帝大を除く理事中からお選びいただくことが望ましい旨を述べ、単記無記名による投票の結果本田熊本大学長が副会長に選出された。

なお、本件に関連して、緊急事項等処理するための常務的理事を設ける問題について意見の交換があった。

二 昭和三十七年度決算報告および昭和三十八年度予算案について
まず昭和三十七年度決算について丁子部長から説明があった後監事から監査結果の報告があり、異議なく承認された。

ついで昭和三十八年度予算案について丁子部長から説明があり、これに対して、福田監事、都崎第三常置委員会委員長から、大学管理問題以来の過労のため入院中の鶴田局長に対する見舞として、別途予算に計上されたい、協議会費は運営協議会費と正規の名称に改められたい、調査研究費、印刷費を前年度より減額することは適当かどうか、予備費から流用することをあらかじめ認めておいてほしい、職員退職積立金については新たに項を設けてはつきりさせておくことがよいとの意見が述べられ、協議の結果、鶴田局長に対する見舞の件についての金額等は会長に一任されたほか、予備費中には調査研究費、印刷費が不足した場合の不足分および退職積立金を含むとの了解の下に、必要があれば補正予算を

組むこととして承認された。

三 第二十九回総会について

会長から、きたる六月二十日、二十一日の両日に第二十九回総会を開催したい旨を諮り、異議なく了承された。

四 四月十九日開催の各種委員会についてそれぞれ次のとおり報告があった。

(一) 大学運営協議会 茅委員長

本協議会の委員が別掲(会報第二十三号四八―四九頁)のとおり決定し、昨四月十九日第一回の協議会を開催した。協議内容については別掲議事要録(会報第二十四号)を参照されたい。

なおこの報告後、九州地区選出の協議会委員である本田熊本大学長が、本日本協会の副会長に選任されたため、協議会規程により同地区の後任者を選出していただくことになる旨を述べ、了承された。

(二) 組織整備特別委員会 黒沢委員長

昨日の第一回会合においては問題点についてフリートークングをしたが、話題となった種々の問題点について各地区でご検討を願うたうえ、総会前に整理しようということになっている。

なおこの報告に対して、委員中に若干の単科大学長を加えることについてその後の措置はどうなっているかとの質問があり、委員長から、考慮したいとの回答があった。

(三) 第三、第四常置委員会合同会議 都崎委員長(第三)

遠城寺委員長(第四)

初めに都崎委員長から、就職推せん時期についての問題および中央教育審議会の答申に対する検討の問題について協議を行なった旨の報告があった後遠城寺委員長から、保健センター、学生健康保険の問題についての協議要旨について報告があった。

以上の報告に続いて茅会長から、中央教育審議会の答申中設置組織編成については第一常置委員会で検討することになると思う。管理運営については協議会、入試については既に検討済みであり、厚生補導は第三、第四常置委員会で、また、財政については第六常置

委員会が担当して検討してもらうことになる。特に急ぐ必要もないが、一応これで答申についての検討はすべてカバーできると思う旨を述べた。

五 役員の変替について

会長から、森戸前広島大学長に代わり、皇同大学長が理事に就任されたい旨、披露された。

六 所管事項に関する説明文部省大学学術局村山審議官

会長から、文部省大学学術局村山審議官を紹介され、同審議官から、その所管事項について次のとおり説明があった。

昭和三十八年度予算案は国会を通過成立し、国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案は目下審議中である。国会を通過した主な関係法案では、国立学校設置法の一部改正があり、この改正に伴い学科、学科目、研究所の部門名等を省令で明確に規定することで目下作業中である。

このほか本年度から所轄機関事務職員の幹部研修を企画し、事務長、課長以上を対象として明年度までの二年間にそれぞれ一回の研修に参加を要請しているほか、事務局長会議をきたる五月三十日、三十一日の両日に開くことを予定している。

中央教育審議会の答申に対する施策としては

(一) 管理運営について—大学運営法案が全国会では見送りとなったが目下のところよりよい案をまとめ意見を伺って整備することが予定されている。

(二) 目的性格について—種別を分けて目的を明確にしたい考えである。学校教育法の改正を現在急にやるつもりはないが、設置基準を実情に合うよう検討してみたいと考えている。

(三) 設置、組織、編成—事務的にすぐ動くことは考えていないが、タコノ足大学、文理学部問題等の対策については従来どおり実情に即して個々に改善をすすめてゆきたい。

(四) 財政—制度の問題には触れずに、予算經理の面を教育研究機関の実情に合わせて弾力的にできるようにその方法を部内で検討している

(五) 厚生補導—従来の施策をさらにすすめたい。

(六) 入試—能力開発研究所で向う三年間を試験期間として高校生に対する統一試験を行なうので、その結果を見守っている態勢である。大学におかれてはこれ等統一試験を受けた高校生の入学後の成績等について検討をお願いしたい。なお、高校では今年から新教育課程を実施し、その教育を受けた学生が昭和四十一年から大学に入学するのでそれに間に合うよう諸般の研究をすすめている。

このほか、臨時行政調査会の答申中文部省関係の事項として、教育の中立性を守る必要から、文部省を行政委員会と文部庁に分離するとか、科学技術行政の統一等の問題があった。

以上の説明に続いて、教養部の見直しおよびこの問題を国立大学協会がとりあげることの適否についての質問に対し、学生数、学部等が多いところは教養部を設けたほうがよいとの考え方のもとに同部設置に踏み切ったもので、現時点では全大学に教養部を置くことがよいというのではない。定員、教官数等も基準は決っていないが、専任の教養担当教官が増えた時に初めて教養部となりうるものである。しかしこの定員増は簡単ではない旨同審議官から回答があった。

ついで会長から、国立大学協会がこの教養部の問題をとりあげるかどうかは、新設大学の問題を検討する委員会が設けられると思うので、その委員会が自主的に決めればよいと思う旨を述べ、了承された。

七 森戸前副会長に対する記念品贈与について

都崎氏から、森戸前副会長に対し記念品を贈りその労に報いたい旨の提案があり、異議なく承認のうえ、細目については会長に一任することとした。

2 役員会議事要録(第二十九回総会)

日時 昭和三八・六・二〇(木)午前九時半

場所 日本学術会議控室

出席者 会長、各副会長、各理事、各常置委員会委員長

茅会長主宰の下に開会

一 議事日程について

会長から、第二十九回総会の議事日程について説明があり、原案どおり承認された。

二 要望書の取り扱いについて

遠城寺第四常置委員会委員長から、大学保健管理の制度化について別掲のとおり要望書を作成したが、この取り扱いについて伺いたい旨を述べ、これに対して会長から、常置委員会として所管事項を報告する際総会の承認を求めればよいとの回答があり、了承された。

三 大学の性格に関する特別委員会設置の提案について

会長から、このことについては本総会で検討することになっているがその構成等について意見を伺いたい旨を述べた。

これについて赤堀第五常置委員会委員長から、当時は特別委員会を設置するのがよいと考えていたが、その後第一常置委員会に付託してはどうかとの考え方に変った旨を述べ、福田第一常置委員会委員長からは、第一常置委員会としては、本件は重要な問題であるので特別委員会を設けることがよいとの結論である旨の報告があった。

四 教官の待遇改善に関する専門委員会の設置について

杉野目第六常置委員会委員長から、教官の待遇改善について今後の進め方を伺いたい旨の発言があり、会長から、このことについては常々関係方面へ要望書を提出しその改善に努めてきたが、現段階ではより積極的な方策として具体的な案を示すことが必要である。よって具体案作成のために専門委員会を設けてはどうかと考えている旨の意見が述べられた。この結果、専門委員会を設置することについては異議なく了承された。専門委員の人選については杉野目第六常置委員会委員長に一任された。

五 大学生急増対策について

会長から、国立大学協会の一事業としていわゆるベビーブーム対策を積極的にとりあげてはどうかとの意見があるので検討願いたい旨を述べ提案者である都崎茨城大学長から、大学入学志願者の急増を予想される昭和四十一年になってからでは遅いので、今から施設、教員等の問題を

検討して、国立大学側としてもなんらか貢献できるものがあればとの考えである旨の説明があった。

ついで協議の結果、国立大学側が独自に取り上げて検討することし各大学がそれぞれの現状に基づいて可能な計画を作り、次回以降の総会でこれを再検討することに了承された

六 一般教育の改善についての具体的方策の検討について

香川愛媛大学長から、本件については本協会としてすでに一応の結論が出されているが、過日中国、四国地区国立大学長会議において、もう一度この問題をとりあげて具体的な検討を願いたいと提案することになった旨の説明があり、新制大学の最も本質的な問題であり、共通問題点の方向は示されているがその具体化に問題がある等種々意見の交換が行なわれた結果、会務報告の際、会長からこのための特別委員会設置を提案することとした。

3 第二十九回総会議事要録（第一日）

日時 昭和三八・六・二〇（木）午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

茅会長議長席につき開会を宣す。

一 議事日程について

会長から、本総会の議事日程について説明があり、原案どおり承認された。

二 会員の交替について

会長から、前総会以後における会員の交替について、次のとおり紹介された。

(一) 会員の交替

大 学 名	新学長
山形大学	篠崎 平 馬
	旧 学 長
	平松 計之助

(学長事務取扱)

広島大学 皇 至 道 森 戸 辰 男
愛知学芸大学 小木曾 公 佐 藤 匡 玄

三 副会長の選任結果について

会長から、森戸前広島大学長の退官に伴い、後任の副会長を本年四月二十日の役員会において投票の結果本田熊本大学長が選任された旨紹介された。

四 会報第二十三号の発行について

会長から、会報第二十二号を昨年六月に発行以来五回の総会を開催したので、今回これらを取りまとめ第二十三号として発行した旨の報告があった。

五 一般教育に関する要望の取り扱いについて

会長から、一般教育に関する問題については去る昭和三十四年に特別委員会が設けられてその報告も出ているが、今回、中国、四国地区国立大学長会議より「一般教育の改善についての具体的方策の検討について」として、要望書が提出された。よって役員会で検討の結果、このための特別委員会を設け、現場と密接に連絡をとって具体的な案を作らうとの結論である旨を述べ、香川愛媛大学長から、要望書の趣意について、また服部岡山大学長からも補足的に、それぞれ説明があった。

ついで、種々意見が述べられ、協議の結果、第一、第二両常置委員会の合同会議でこの取り扱いについて検討したうえ、その結論に基づきあらためて協議することに了承された。

六 会務について

会長から、第二十八回総会以降の諸会議について次のとおり報告された。

- (一) 第三、第四常置委員会合同会議、四月十九日(金)開催大学卒業者の就職推せん開始時期について協議を行なった。(会報第二十三号五十六頁)

(二) 役員会四月二十日(土)開催

イ 森戸前副会長の退任に伴う後任者を投票により互選の結果、前述のとおり本田熊本大学長が選出された。

ロ 決算及び予算案について、前述のとおり承認を得た。

- (三) 第五常置委員会五月十一日(土)奈良女子大学において開催

- (四) 第三常置委員会の専門委員会五月二十日(月)開催

- (五) 第二常置委員会五月二十五日(土)開催

- (六) 組織整備特別委員会四月十九日(金)、六月七日(金)の二回開催
- (七) 昨六月十九日(水)には、第一、第三、第四、第五、第六各常置委員会を開催した。

以上の諸会議については、それぞれの委員長に後刻報告をお願いする。

七 昭和三十七年度決算報告について

事務局から、決算書及び財産目録(会報第二十三号四十二頁)につき説明あり、異議なく承認された。

八 昭和三十八年度予算案について

事務局から、昭和三十八年度予算案(会報第二十三号四十三頁)につき説明あり、異議なく原案どおり承認された。

九 大学運営協議会に関する報告

右につき茅委員長から、次のとおり報告があった。

(一) 大学運営協議会規程実施細則案について

第二十八回総会において審議の結果、「大学運営協議会規程」が可決され、即日施行することになったが、その際、細かい点については別に実施細則を設けて取り扱いを明らかにして置くことになったので、四月十九日に第一回運営協議会を開催して検討の結果、細則起草のための小委員会を設け、専門委員を委嘱して実施細則案を立案することとした。

(小委員会の委員、専門委員のメンバーは、会報第二十三号四十八―四十九頁参照)

小委員会は委員長に藤岡埼玉大学長を選出し、

第一回を五月十三日(月)

第二回を五月二十四日(金)

第三回を五月三十一日(金)

第四回を六月六日(木)

に開き、検討を重ねて成案を得たので、さらに、六月七日に第二回運営協議会を開催してこの案を慎重に審議検討した。

この実施細則案は、六月十二日各大学長宛に送付して置いたので、お手許に届いていることと思うが、これを各大学でじゅうぶんご検討願ひ九月十五日までに事務局に必着するよう各大学の意見書を送付していただきたい。

なお、この取り扱いについては、本総会中に各地区毎に相談願ひ時間を持ちたいと思つていたので、その結果によつては変更もありうることを了承願ひたい。

(二) 大学の管理運営に関する問題点の検討について

大学運営協議会規程第二条第一号に示されている「国立大学の管理運営の改善に寄与する」ための方策につき、四月十九日に開催の第一回運営協議会において検討の結果、大学の管理運営に関する問題点を究明することとし、その問題点選定のため専門委員を委嘱することとした。

専門委員のメンバーは会報第二十三号所載の(四九ページ)とおりで、第一回を五月十三日(月)

第二回を五月二十四日(金)

第三回を五月三十一日(金)

に開いて問題点の選定を終わり、これを六月七日(金)開催の第二回運営協議会において検討を加え、このうちで最も緊急な事項を抽出してこれを検討するための新たな臨時委員専門委員を委嘱することとし、その人選については六人からなる小委員会(会長、両副会長、神戸大学長、埼玉大学長、北海道大学長)を構成して候補者を選定した。その結果、当初は最少限の臨時委員をお願いして、その方々と共に専門委員の人選を行ない、また、必要があれば臨時委員をも人選のうえ加えることとし臨時委員候補者として、東京大学教授田中二郎、京都大学教授加藤新平の両氏を推せんすることとした。

ついで、六月十九日(水)に第三回運営協議会を開催し、前記二名の臨時委員についてその承認を得たので、早速両氏の承諾を得たいと考えている。

以上が経緯の概要であるが、問題点については中央教育審議会の管理運営に関する答申および大学運営法案を、国立大学協会のこれに関する中間報告と対比して別掲(会報第二十四号第四回大学運営協議会議事要録参照)のとおりこれを選定した。よつて、本席でご検討願ひたい。承認を得られればさらにこれらの問題点に対する国立大学協会の統一解釈を作成するための作業を進めてゆきたい考えである。

以上の報告ならびに提案に続いて伊藤専門委員から問題点抽出に当たつての態度および内容について詳細な説明が行なわれた後協議の結果、提案どおり進めることに了承された。

十 各常置委員会所管事項報告

第一常置委員会 福田委員長

前委員長時代、大学の目的、性格を担当していたが、大学運営協議会の発足に伴い任務の分野が問題となり、昨日の委員会で検討した。

その結果、組織整備特別委員会の結論が出て各常置委員会の任務分担が明確になるまでは、総会が決定すれば、それについて本委員会としてやれるかどうかを検討しようとの基本的態度で臨むことに意見が一致した。すなわち、協議会が担当している仕事の一部を分担せよということであれば、検討してみたい。また、第五常置委員会の担当である組織、編成についても、会長のアドバイスにより第五常置委員会委員長と連絡をとり、一部については引き受けてもよいとしている。さらに、教員養成、一般教養の問題についても検討しなければならぬのではないかと考えているが、具体的には総会の議に基づいて何をなすべきかを決めてゆきたい。なお、大学の格差に関する問題についても第一常置委員会として関心はあるが、本委員会だけでは負担が重いので、これについては特別委員会設置の意見に賛成である。以上の報告に関して会長から、運営協議会が発足し、審議事項の各常置委員会への配分も変つて来たので後刻一括して検討したい旨を述べ、了承された。

第二常置委員会 黒川委員長

第二常置委員会は、昨年来、主として大学の入学試験の問題について討議してきた。また、さる五月二十五日の委員会で入学試験につい

て検討した際、能力開発研究所理事の天城調査局長にも参会を願ひ、同理事から能力開発研究所の構成、方法についての話をきき、それに対し討議をした。その時の説明では、今までの傾向としては、大学と高等学校との間に橋渡しの途がない。そこで第三の機関を作つてこの橋渡しを密接にしようということのできたのが能力開発研究所である。従つて、国立大学としては、能力開発研究所の事情に協力して欲しい。

また、過去昭和二十三年から同二十九年まで、進学適性検査が行なわれていたが、種々批判があつて取り止めになつたが、その後、国立教育研究所で種々の問題を調べてこの結論を出した。それは、十一年程前からの入学試験について総合調査を行ない、高等学校の成績と入学試験の成績のどちらが大学に入つてからの成績と関係が深いかということテーマに調べた。(同一高等学校から同一大学に進学する者の進学率の高い二十二校を対象とし、昭和二十二、三十三年卒業生について高等学校八十校、学生千五百人に對し高等学校三年間の学科、特に国語、英語、理科、数学および社会科の成績の順位と大学の入学試験成績の順位を調べ、それぞれの大学在学中の単位の平均順位との相関関係を調べたものである。)それによるとだいたい大学入学後の成績は、高等学校時代の成績に深い相関がある。従つて、浪人をして高等学校時代に成績が良くなかつた者は、入学試験の成績は良いかも知れないが、大学入学後の成績は良くない。これから、ほぼ入学試験の成績と入学後の成績は相関しないという結論が出ている。また、高等学校時代の内申の成績と入学後の成績を比較するとやはり高等学校時代の内申が非常に優位の相関をもつている。そこで結論として、一度だけの入学試験は適當でないということが考えられる。そこで、アチーブメント・テストだけでは不適當であるから能力アビリティについても種々調べてみたいという話もあり、本年十一月十六日(土)、十七日(日)の二日にわたつて先般の五教科について高等学校の二、三年を対象に試験を行なうことになつた。その成績を大学が採用するか否かは別個の問題であり、これについては将来じゅうぶんに考えられ

たい。とりあえずそのような試験結果を公表はしないが、ある大学に入学をした学生が多くいる大学にはそれを知らせてその高校在学中の参考に供するということは最初にもくろみをされている。このように国立大学協会としてもじゅうぶんに協力を願ひたいという趣旨の説明があつた。

ここで第二常置委員会で種々検討したが、結構なことであろうということになつた。しかし、それをどのような形で生かしていくかは今後大いに研究を要するところであるが、このような趣旨の能力開発研究所というものができるとは非常に良いことである。そしてそのような結果を国立大学協会としていかに用いるかについては結論を得ていないが、趣旨には賛成であるという結論に達した旨の報告があつた。

第三常置委員会 都崎委員長

(一) 中教審答申「第四学生の厚生補導について」を前々から検討中で、第一項はよいとして、第二項のうちには問題がある。先般のポポロ事件の最高裁の判決要旨、中教審答申、文部次官通達等の関連を研究する必要がある。第三項については昨日仔細に検討した。学生部の長についてはなお従前通り教授助教又は事務職員をもつて充てることとする。次長制については三〇〇人以上の大学に置くが拡張計画はもたないとの文部省の方針はともかく一般教育課程における学生の厚生補導については、一般教養の教官として主として厚生補導にあたるもの一人を純増として確保したいとの強い意見があり、その線でも可能ならば予算上の措置はとれないことはなからうからとのことであつたし、また厚生補導にあたる職員の確保には協議採用の途を活用されたとの示唆があつた。なおこれらに関連して、第二回九州地区及第十三回近畿地区国立大学学生部長会議から出した文部大臣への要望書の被露があつた。以上のほか関係施設の整備充実については、文部省で以前調査したこともあり、専門委員で検討することとした。

(二) 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期については、本年も三回程懇談を繰返し最低限の希望について協定したが、国立大学としての申合せは会報第二三号所載の通り正式推薦は十月一日以降とすること

とした。

第四常置委員会 遠城寺委員長

第四常置委員会は大学における保健管理の問題を取りあげ、学生の精神衛生、女子学生の健康管理、集団管理等について検討し保健管理制度を確立して問題点の早期解決を計りたい。

そのため昨年の第二十四回総会においては「大学保健管理の強化に関する要望書を提出して特に常勤の学医の定員化について要望したが今回も更に教育の場にあふましい教育研究的分野と保健管理面とを並行して担当する専門の教授並びにそれに伴う関係職員の定員化を期し併せて独立した保健管理施設をおくための予算措置の確立を推進したいと考え「大学保健管理の制度化について」の要望書(案)(会報第二十四号参照)を提案したい。よって本案についてのご意見を伺い、本日のご意見を勘案して明日又、検討を加えたい。

第五常置委員会 赤堀委員長

格差問題の取り扱いについては、委員十五名程度の特別委員会を設けるのがよいとの結論に達し、この旨会長に報告した。教官研究費は新設、旧設の差が大きいが、科学研究費の配分を新設大学へもつと回すよう学術会議に申入れしてもらいたい。

組織編成については、大学院の問題特に修士課程、博士課程の関係およびその目的について検討した。新設大学の大学院設置については昨年に続いて今年も行なわれるよう要望書を関係方面へ出したいのでご承認願いたい。

また、国立学校設置法の改正(三八・三・三一)に伴って、講座学科学目等を省令に規定することとなり、同時に通達で学科、課程の内容を規定しているが、このような教育内容に関することをじゅうぶん大学に相談せず早急に決められては困る。この問題は慎重に扱うよう国立大学協会として文部省に申し入れをする必要があると思う。これについては第一常置委員会できりあげてほしい。

以上の報告について討議の結果

(一) 格差に関する特別委員会の名称と検討する事項については第五常

置委員会が検討し、明日の総会で報告する。

(二) 講座等に関する省令については、第一、第五両常置委員会と会長副会長に適當な措置をとることを委せる。

(三) 科学研究費の配分の問題は、国立大学協会の名で学術会議に要望することとし、その説明は藤岡埼玉大学長が行なうことを了承した。

第六常置委員会 杉野目委員長

昨日委員会を開催し、当面の大学財政上の諸問題について意見を交換した。

最も重要な事項は教官の待遇改善の問題で、本件については毎回総会の支持のもとに要望書を関係方面に提出してきた。この間多少の改善がみられつつあるが抜本的なものとはなっていない。一方各大学においてもこの問題のために委員会を設けて種々検討されていると伺っている。この際第六常置委員会としてはそれらの委員会と連絡をとり、積極的にこの問題に対処してゆきたい。なおこのため前記各大学委員会のメンバーの方々の中から専門委員をお願いして、教官の待遇改善策を検討するための専門委員会を設けたい考えである。

このほか、明年の概算要求に伴う要望事項として、教官研究費の増額、学生経費の増額、図書館維持費、定員の増、学生会館運営費の増、国立文教施設整備費の増額、特に寄宿舎、環境整備費の増、在外研究員経費の増額、外国人教師の経費増等について意見の交換と対策の協議を行なった。

以上の報告に関連して会長から、いわゆる認証官制度の問題が今議会できりあげられ教官給与の改善のためといわれているが、この吸い上げ方式によっても一般教官の給与を改善することは困難であると思われるので、この際我々の手で具体的な給与案を検討し、それをもって関係当局に働きかけようという趣旨である旨の補足説明があり、質疑応答の後専門委員会設置に関しては承認され、その人選については会長と第六常置委員会委員長に一任された。

なお、その他の項目については、昨年の要望書をその後の情況の推移に依じて適當に修正のうえ、第六常置委員長にお願いして適時適所

に提出することとして了承された。

第七常置委員会 高坂委員長

今まで報告のあった第一から第六常置委員会の問題もすべて本委員会と関連を持っているが、それ以外に教員養成についての特殊な問題があるもので、それをとりあげて考えてゆこうとしている。特に昭和三十三年に中央教育審議会のこれに関する答申があったが、それがいろいろの事情で実現されないまま昨年十一月教育職員養成審議会議から建議が出され両者にやや異なる見解があることから問題となっている。よって、去る二月二十七日に第一常置委員会と合同で懇談会を開催し、問題のありかを示して第一常置委員会の委員の方々の意見を伺った。その他要望書等について特に論議をしていないが、明日開催する予定の委員会でも検討したい。

組織整備特別委員会 黒沢委員長

問題点を選び出すことに主眼を置き、四月十九日(第一回)と六月七日(第二回)の二回に亘って委員会を開催した。

第一回は、問題点を網羅的にとりあげその結果を各地区の学長懇談会に流して検討を求め、六月七日の第二回委員会の際報告をお願いし整理した。まだ結論を出すべき段階ではないので整理の結果をさらに地区別の懇談会等でじゅうぶん検討願ひ、問題点がはっきりしたところで各大学の意見を伺ひ、それによって組織整備、体質改善そして会則改正と進め、本特別委員会の任務を果たしたい。しかしながら大事な問題であるからあまり急がずじゅうぶん慎重にやってゆく考えである。

ついで会長から、いずれ問題点を整理のうえ各大学に流し、その意見に基づいて逐次固めてゆきたいので、本日はとりあげられた問題点についての是非ではなく、このほかに加えたい事項等があれば意見を伺いたい旨を述べ、各会員から大要次のような意見の開陳があった。

○ 臨時委員の選出等に関連して、国立大学教授連合のような組織が考えられないか。

○ 地方組織を考え、そこに教官代表を参加させるようにすることは

どうか、また、理事会の組織を再検討する必要はないか。

○ 予算の獲得と共に予算の有効な使用が大切である。このため事務職員の教育、配置換等を考えて事務職員に魅力のある職場とすることが事務能力の向上を図り大学全体の運営をより効率化することになると思うが、そのための方策を考える要はないか。

○ 協会として仕事の範囲をあまり拡げることが摩擦がふえて好ましくない。管理法等の問題は別として、親睦を兼ねて大学のために働くという程度でよくはないか。

○ 大学生急増対策について

会長から、昭和四十一年にはいわゆるベビービームの学生が大学に入ってくる。そこでその入試難を幾分でも緩和するために、国立大学協会としても積極的に可能な範囲の協力をしようということで役員会に諮った結果、各大学が現状に基づいてそれぞれ方策を検討したうえ秋の総会で協議しようということになったのでご意見を伺いたい旨を述べ、各会員から活発な意見が述べられた結果、文部省の増募案と併行して各大学が可能な範囲の協力を積極的に進めることとした。

4 第二十九回総会議事要録(第二日)

日時 昭和三十八年六月二十一日(金)

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、能力開発研究所について

財団法人能力開発研究所理事天城勲氏(文部省調査局長)から、同研究所設立の経緯、進学適性検査の反省およびその資料から得られた入学試験のあり方、能力開発研究所が抱いている構想等について詳細な説明が行なわれ、大学側の積極的な協力を得たい旨を要望された。

これについて久保高知大学長から、第二常置委員会では本日午前の委員会において本件を討議の結果、能力開発研究所の構想には賛意を

表すると共に同研究所がさらに精神的欠陥の面まで研究の対象とされることを希望する旨の意見が披露された後、高校の正常な教育を乱す心配はないかなど種々質疑応答が行なわれた。

二、各常置委員会所管事項の報告

本日午前中に開かれた各常置委員会の審議事項について、各委員長から報告があり、これについてそれぞれ質疑応答があった。その概要は次のとおりである。

第一常置委員会 福田委員長

第一常置委員会の任務として今後どのようなことをなすべきかについて検討した。その結果、大学の組織、制度に関する問題は本委員会として常に検討を続けてゆかなければならない任務があるとの結論であった。したがって、さきに協会として大学の目的、性格についての報告書を出したがその後、中央教育審議会においてこれに関する答申が出されているので、両者の相違点等についての検討の問題がとりあげられる筈である。また、運営協議会の発足に伴う関連分野の問題については、なお時間にかけて検討したい。昨日問題となった組織編成の事項については、現在第五常置委員会で検討中であるものもあるもので、当分現状のままとするが、将来は第一常置委員会にもどすことが望ましい。なお、設置法改正に伴う省令公布の問題については、会長副会長、第五常置委員会委員長と私とに任せられているが、第一常置委員会としては今後このような問題について検討を続けることとした。具体的には第五常置委員会と提携して、たとえばこの夏に合同会議を開くことなどを予定している。

次に昨日の総会で付託された事項として、格差について委員会を設けることには賛成で、当委員会として全委員がその特別委員会に参加したい意気込みを持っているが、半数は加えてほしい。なお、この委員会の目的は、新しい大学が種々困難な条件下に置かれているのをどうするか、その具体策をみつけることに意見が一致した。また、名称については意見が一致しないまま、会長、副会長、第一、第五常置委員会委員長に一任することになった。一般教育に関する問題につい

ては、当委員会としては委員会の設置に賛成である。そして問題点をもっとはっきりさせ具体的に改善を図る方策を見出すようにすべきである。その構成については、関係のある第一、第二、第五各常置委員会から三名程度の委員を参加させ、副会長一名に委員長をお願いすると共に各地区から専門委員を推せんしていただくことがよいとの結論である。以上いづれも了承された。

第二常置委員会 久保委員長代理

昨年来入学試験に関するアンケートをとり、それをまとめて資料とし各大学に配布した。たまたま能力開発研究所が発足したことも相俟って、委員会としては当面の仕事が一段落した形である。したがって本日午前中に開かれた委員会では特にまとまった問題はとりあげなかった。

能力開発研究所について論議したところでは、テストの結果、よい大学により学生が集中してしまう恐れがないか、外国のように信頼がおけるか等の問題があるが、要望したい事項としてはノイローゼの問題も含めてこの研究所で検討してほしいとの意見である。

また、さきに横浜国立大学から一期、二期校の区分について善処方の要望があったが、まだ解決していないので、この点さらに要望する必要がある。

一般教育の問題については、現実の問題をとりあげて各大学の意見をまとめるのが、第二常置委員会としてせい一杯のところなのでそれ以上の点は特別委員会で検討してほしいとの希望である。

以上の報告に続いて、一、二期校区分の緩和、一般教育の問題をとりあげるに当たったの態度、教養部の制度化等について、意見の交換があった。

第三常置委員会 都崎委員長

第三、第四両常置委員会を統合してはとの意見があったので話し合ったところ、両者の共通問題については今後合同の委員会を持つことになった。

補導関係としては、学生部の職員に満任者が得られないので、その

点については当該大学の卒業生から選考採用するのがよからうという結論であった。学生部長については適任者を育ててゆこうということになった。

また、中央教育審議会の答申に大学新聞や協同組合のことが論ぜられて、大学自身が経営に当たればよいというのがある。生活協同組合についても現在はまちまちで、検討する必要がある。学生会館については、数年前から少しずつ設けられ、本年は五校に設けられる予定であるが、この管理運営について問題のある大学もあり、学生会館を学生会館としたらなどの意見もある。以上のような点について話し合いを行った。

これに続いて、学生部職員の採用および定員の増員、教養部補導教官の増員等について質疑応答があった。

第四常置委員会 遠城寺委員長

昨日のご意見をも参酌して、「大学保健管理の制度化について」の要望書を修正したのでご検討願いたい旨を述べ、質疑応答があった。

その結果、内容についてはその趣旨を了承したこえ、細かい点はよく検討して文章を適当に修正することはさしつかえないこととし、本要望書提出については承認された。

なお、第三、第四両常置委員会の合併問題については、今後両委員会が密接に連繫をとってゆくが、委員会の形は現在どおりとして設置することに了承された。

第五常置委員会 赤堀委員長

格差についての特別委員会の名称は、「大学の性格、機能に関する特別委員会」がよいとの案であったが、第一常置委員会と話し合いの結果、結論が出ぬまま、第一、第五常置委員会の両委員長に一任された。

第五常置委員会は従来組織編成の問題を扱ってきたが、これは本来第一常置委員会の担当すべき事項であるから今後は第一常置委員会にお願いすることとし、大学院問題については今までどおり第五常置委

員会で扱いたい。

なお、設置法改正に伴う省令の問題については会長、副会長、第一第五常置委員会委員長と共に、文部省の意向を確かめたい。

以上の報告に続いて会長から、特別委員会の名称は、「新設大学拡充特別委員会（仮称）」とし、正式にはその委員会で検討することにした。また、省令問題については、はっきり内容もわからないことであるから、要はどのような意図でなされるものであるか確かめたいので対策を検討することとし、このため会長、副会長、第一、第五両常置委員長が本省と連絡をとることにしてはいかがかと諮り、いずれも了承された。

ついで、認証官問題が、格差の問題に関連して話題となった。

第六常置委員会 杉野目委員長

教官の待遇改善問題に関する専門委員としては、全国的な組織として「全国立大学教官待遇改善懇談会」が設けられているので、その代表者である東京大学の有泉教授を一候補者として考えている。次に、地区毎にある協議会にはその代表者がいるので、この中から若干名をお願いしてどうか、また、東京大学法学部でも公式な意見を述べられているが、この中に田中、加藤両教授のような方がいる。さらに、学術会議では科学者待遇改善委員会があり、全国的な科学者の立場から待遇改善問題を検討されているのでこれとも密接な連携をとることを考えているが、これらの方々の中から何名位を専門委員としてお願いすることになるかは今後会長、委員長と相談のうえ決めることになった。なお、一橋大学長、福島大学長には、特に協力をお願いすることになった。

検討方針としては具体的に俸給表を作成し、一般公務員とその職務内容が著しく異なる面を指摘して当局を説得してゆきたいが特に助教、講師、助手の待遇が不十分であることに考慮を払いたい。

次に公務員宿舎の問題であるが、数も少なく一戸当たりの坪数も少ないので、今後はその基準を引き上げてもらうと共に絶対量の確保に努めたい。さらに、現在は独身者は宿舎に入れない状態なので、独身

者用のアパートを建設されるよう当局に要望したい。

以上、いずれも異議なく了承された。

第七常置委員会 高坂委員長

第七常置委員会では、今日の午前いろいろな問題について話し合ったが、それを大きくまとめると三つの点に集約される。

一、教員養成改善に関する中教審の答申と昨年出された教育職員養成審議会の建議とに、一部食い違いの点があり、他方教育大学協会の中教審答申に対する批評ともいえる要望が出されたりして、いささか混乱している向きもあるが、しかし従来のもすればルーズになりがちな、いわゆる開放性を修正した計画性（閉鎖的でなく）という精神の意図するところは類似しているといえる。また教育職員養成審議会の建議と教育大学協会の要望との一つの相違点として試験制度の問題があるが、試験制度について教育大学協会では、特別な専門委員会を設けて慎重に検討してゆき、同制度を認めるかどうかはそのうえで決めたという態度をとっている。第七常置委員会としてもこの問題を検討した結果、教育大学協会のとっている態度をそのまま認めてゆくというのが現状であるということをご了解願いたい。

二、教員養成の大学学部といつても組織のうえにおいて相当複雑な問題を含んでいるので、この点をなお検討しなければならぬが、これは教員養成の大学学部だけの問題ではなく、そういう学部を含んでいる大学の問題でもまたこのような問題がからんでいるものとしてご検討願いたい。そのために必要があれば資料等を提出できる準備のあることを申し上げたい。というのは、現在教員養成大学学部の数は四十六ある。それは学芸大学七、学芸学部二十一、教育学部十八となるが、このうち学芸大学については一本立ちであるから別として、学芸学部にしても教育学部にしても成立の由来を異にしているために、教官の構成、学科などにも相違がある。同じ教育学部といつても、それぞれ異っており、その位置、役割の点でも相違している。教科の専門をとるために他の学部によつて異なるという点から、大学の学部が相互に協力するという点においては非常に結構なことと思うが、

逆に自分の学部の最も重要な事柄を他の学部依存しなければならぬという点に問題がある。また学芸学部という点、一般教育との関係をどのように考えていければよいか、そこにも問題があるように思う。なお一般教育の問題になつてくると、文学部の問題をどうするかということになり、いずれも教員養成学部とも相関的にかみあつてくるので、教員養成の問題を充分に解決するためには、他の常置委員会で検討していることにすべてが関連してくるということにご留意願いたい。しかも学部のあり方、学部の相互間の問題にも関連してきているのが実状である。なお組織整備特別委員会報告の第五項(四)の中にあらわれている事柄は、以上のことに関連しているので、新設される特別委員会が発するにあたっては、具体的には問題が教育学部に教員養成と関連をもつている点をご留意願いたい。これは要望である。

三、教員養成の学部というものが、格差の問題ということになると、大学のうちにおいてある種の格差を与えられてしまつていく。遠慮なく申し上げれば、教員養成の学部に属している人達に inferiority complex があること、一つの大学の中でも設備にしても他との間に、やや不利な位置におかれているということとは否めない事実であろうと思う。このような問題も、格差という事柄はそれぞれの大学学部が、自分の目的を果すために充分の設備施設を持つていないときに、それを充実してゆくという方向からまず考えてゆくのが地道なことと思う。教員養成の学部においては設備、教官の構成、研究費の配分等においても充分なことができないといった状態にあるので、新設される特別委員会が発するにあたっては、これらに関する資料を提出できる準備のあることを申し上げます。

次いで質疑応答に入り、まず

藤岡埼玉大学長から、新設される特別委員会では、当初、教員養成大学の問題については第七常置委員会もあることなので、範囲外にすると考えていたが、ご報告の印象では含めて考えてほしいと受け取れるがこの点如何かと述べ、

高坂委員長は、第七常置委員会は八名で構成されているが、草場大分大学長のほかは七名とも学芸大学長であるので、問題を教員養成の学部というものだけに限らないもつと広い構成をもつ委員会で検討してほしいというのが第七常置委員会としての考え方であり要望なのである。その意味が必要があれば資料等を提出すると申し上げたのであると述べた。

含むか含まないかについて

会長から、この問題を新しい特別委員会に取り入れるかどうかを、いま決めることは難しい点もあろうから、一応取り入れないで出発してはどうかと諮り、諒承された。

以上のほか第七常置委員会の構成上の問題について、また学芸学部と教育学部の目標と重点の相違についてそれぞれ意見が述べられ、質疑応答があつた。

三、一般教育に関する特別委員会について

会長から、一般教育に関する特別委員会の設置構想については、さきに第一常置委員長からその検討結果について報告があつたが、報告どおりとして設置を認めてよいかを諮り、異議なく承認された。

さらに会長から、右により特別委員会の設置が認められたので、委員として第一、第二、第五から各三名と平沢、本田両副会長のうち、どちらかがこの特別委員会の委員長となり委員会を招集されたい旨を述べ、了承された。

関連して、新設大学の拡充に関する特別委員会は、藤岡学長、第五委員長に協議をお願いして赤堀第五常置委員会委員長にお世話を願うこととする。省令問題については会長が斡旋することとして了承された。

四、災害科学の長期研究計画について（中間報告）

右につき、代表者の長谷川福井大学長から、別冊によりその中間報告があつた。
五、その他

会長から、今後退任される会員は、その最終の出席となる総会で挨拶をしていただくと共に、他の会員はこれを拍手で送ることにしたい旨を述べ、了承された。

5 大学運営協議会規程 実施細則制定経過について

大学運営協議会（以下「協議会」という。）においてはその発足以来実施細則制定のために慎重な審議を行ない、昭和三十八年九月二十七日開催の第四回協議会において別掲のとおり実施細則の決定をみた。

以下同細則制定に至る経過の概要について述べる。

昭和三十八年四月十九日、第一回の協議会が開催され、その席上茅委員長から、協議会運営のために実施細則を作成する必要があり、このために細則起草の小委員会を設けたい旨を諮られ、小委員会委員として次の七氏、同専門委員として四氏が選ばれた。

(1) 小委員会委員（委員長藤岡埼玉大学長）

委員 茅会長

// 平沢副会長

なお、欠員中の副会長一名については、決定後委員に加える
(四月二十日役員会において本田熊本大学長副会長に当選)

// 児玉徳島大学長（中国・四国地区選出委員）

// 福田第一常置委員会委員長

// 赤堀第五常置委員会委員長

(2) 小委員会専門委員

東京大学教授 伊藤正己

同 大内 力

埼玉大学教授 粟屋 豊

一橋大学教授 蓼沼謙一

また、起草より制定までの手続としては「起草→第三回協議会で細則案を決定→同案を各大学に配布して意見を求める→第四回協議会（九月

中)で地区の意見を検討のうえ、細則を制定」の段階を踏んで慎重に審議することとした。

以上の決定に従って五月十三日に第一回の小委員会が開催され、協議会規程制定の際、「細則に盛るべき事項」として申し送られた各項目、および協議会規程各条項の趣旨等について一般的な話し合いが行なわれた。

五月二十四日、起草のための第一回専門委員会が開かれ、細則に規定すべき項目について基本的な討議がなされ、その大綱について各委員の意見がほぼ一致した結果、この大綱に基づいて伊藤専門委員が起草に当たることになった。

ついで五月三十一日、第二回の専門委員会が開かれ、前回の意見に基づいて起草された伊藤専門委員の原案について活発な討議が行なわれた。なお、当日は、協議会規程の起草を担当された団藤東京大学教授も出席され、同規程起草時の考え方について詳細な説明があると共に規程起草の経緯から細則の原案に対する種々の参考意見が述べられた。

この結果、専門委員会としては一応の結論に達したので、伊藤専門委員が案を整理のうえ、小委員会に報告することとした。

第二回の小委員会は六月六日に開催され、伊藤専門委員から専門委員会としての案について各条項毎に詳細な説明があった後、審議の結果、専門委員会の案を了承し、一応原案のまま協議会に報告することとした。

六月七日、第二回の協議会が開催され、委員長から前回以後の経緯について報告があった後、伊藤専門委員から小委員会の案について立案の趣旨等詳細な説明が行なわれた。

ついで審議の結果、小委員会の原案どおり承認されるとともに、本案を各大学に配布し、意見を求めた上更に検討して九月に予定される協議会で最終的に決定することが併せて了承された。

この間、六月十九日に第三回の協議会が開催されたが、本件についての審議はなく、翌六月二十日、二十一日の第二十九回総会では、会長からこれまでの経緯について報告があり、伊藤専門委員から詳細説明が行

なわれた。また、その際各大学が検討した結果の意見は、地区委員を経由し、文書をもって九月十五日までに事務局宛申し出るようになった。

九月二十日第三回の専門委員会が開かれ、藤岡委員長主宰、九月十五日をもって締め切られた各大学の意見について慎重な検討が行なわれた。

回答を寄せられた大学は、七十二国立大学中六十五大学で、そのうち原案に賛成または意見の無いものが三十三大学、大綱としては賛成であるが部分的に意見を述べられたものが三十五大学であった。

同日の専門委員会においては、これ等の意見について条項毎に検討の結果、一部を修正のうえ専門委員会としての修正案を決定した。(修正点については第四回協議会議事要録参照)

この修正案を九月二十七日の小委員会で検討の結果、右修正案どおり承認され、さらに同日開催の第四回協議会においてはさらに字句の一部を修正したうえ、昭和三十八年九月二十七日から施行することとして全会一致をもって承認された。なお、同年十月十一日付国大協庶第二三七号をもって、茅会長より各国立大学長宛詳細通知済。

6 第一回大学運営協議会議事要録

日時 昭和三十八年四月十九日(金)午前十時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 茅委員長、平沢、福田、黒川、都崎、遠城寺、赤堀、

杉野目、高坂、加茂、藤岡、山本、野村、小牧、児玉

各委員

欠席者 本田委員

茅委員長主宰の下に開会

議事に先立ち委員長から、欠員中の副会長一名は明日の役員会で選出される予定である。また、本田委員は海外出張のため本日は欠席された旨の報告があつて議事に入った。

一、細則起草について

委員長から、協議会が発足し本日その第一回の委員会を開催するに

当り、先ず運営の方法を決める必要がありそのための細則作成を急がなければならぬので細則作成の手続等について協議願いたい。なお細則起草に当ってはこのための小委員会を設け、小委員会がさらに専門委員を委嘱して作業を進めてゆくことにしてはいかかと諮り、異議なく了承された。小委員会の構成員等協議の結果は次の通り：

1 細則起草小委員会委員

茅会長

平沢副会長

藤岡埼玉大学長（関東甲信越地区）

児玉徳島大学長（中、四国地区）

福田神戸大学長（第一常置委員長）

赤堀大阪大学長（第五常置委員長）

なお、欠員中の副会長については決定後委員に加えること。

2 細則起草小委員会専門委員

右については小委員会で選任することを了承。

3 起草より制定までの手続

起草↓第二回協議会↓地区へ流す↓第三回協議会（九月）で決定

二、当面の業務について

委員長から、本協議会の発足に伴いその任務として管理運営の改善に寄与するという常時の仕事があるが、これについては第一常置委員会との関連もあり、また、具体的にどのようなことをするか等の問題がある。一方先の議会で廃案となった大学運営法案がその際の文部大臣談話等によれば近い将来再び提案される時があるものと思われるので、これ等についてご意見を承りたい旨を述べ、各委員から意見の開陳があり協議が行なわれた。その結果、常時の改善の業務について協議会が担当することを確認すると共に当面の仕事としては専門委員を委嘱して大学の管理運営に関する中央教育審議会の答申および大学運営法案を本協会の管理運営に関する中間報告と対比検討してどこに問題があるかを研究してもらい、そのうえで協会としての考え方を統一して置くこととした。

なお、細則ができていない段階で、これらの作業を進めることの可否について論議がなされたが、全会一致をもって着手を承認のうえ、右の問題点選定の専門委員としては東京大学、一橋大学、埼玉大学および東京学芸大学にそれぞれ推せんを依頼することとした。

三、細則起草および問題点選定各専門委員について

右につき委員長から次のとおり推せんがあった旨の報告があり、了承された。

1 運営細則起草小委員会専門委員

東京大学教授 伊藤正己

同 大内力

埼玉大学教授 栗屋豊

一橋大学教授 蓼沼謙一

2 問題点選定専門委員

東京大学教授 伊藤正己

同 大内力

埼玉大学教授 栗屋豊

一橋大学教授 蓼沼謙一

東京学芸大学助教授 野田福雄

7 第二回大学運営協議会議事要録

日時 昭和三十八年六月七日（金）午前十時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 茅委員長、平沢、本田、福田（敬）、都崎、遠城寺、赤

堀、杉野目、加茂、藤岡、山本、村野、小牧、児玉各

委員

伊藤、蓼沼、野田各専門委員

欠席者 黒川、高坂、福田（得）各委員

茅委員長主宰の下に開会

議事に先立ち委員長から、さきの役員会で新たに国立大学協会の副会

長に選任された本田熊本大学長および各専門委員の紹介があった。

ついで委員長から、前回以降開かれた細則起草および問題点選定のための委員会について、その経緯が報告され、それぞれ案がまとまったので審議されたい旨を述べた。

一、大学運営協議会規程実施細則案について

右の案につき伊藤専門委員から別刷（各大学に配布し昭和三十八年六月七日第二回大学運営協議会における実施細則案趣旨説明）のとおりの詳細な説明があった後、各条項毎に審議を行なった。

その結果、この原案（別掲、実施細則修正対照表）のまま地区へ流し、地区の検討をまわって秋に開催を予定される協議会で決定することに意見が一致した。

二、大学の管理運営に関する問題点について

寥沼専門委員から選定の趣旨について説明があり、協議の結果、「単科大学の運営―考慮しなければならない点は何か」を一項として別に設けることとし、末尾記載のとおり問題点選定について一応の成案を決定した。

ついで委員長から、選定された問題点に対する今後の取り扱いについて諮り、協議の結果、時期的な要求から問題点のうち一―三号までをまず最初にとりあげて検討することとし、このために小委員会を設け、その小委員会で臨時委員および専門委員等の人選を行ない、次回の協議会で承認を求めことに了承された。

なお、右小委員会の委員として次の六氏が選任された。

茅委員長、平沢、本田、福田、杉野目、藤岡各委員

(一) 大学の管理運営に関する問題点

一、大学の自治と大学の管理運営および法

(1) 大学の目的、性格は何か、(「社会制度としての大学」をどう考えるか)

(2) 「大学の自治」の意味は何か。とくにそれは、大学の管理運営と

あるか。

(3) 大学の管理運営について、法律の規定が設けられる場合と、国立大学協会のような自主的機関を通じて大学管理運営の基準が示される場合との違いについて、どう考えるべきか―大学の管理運営についていわれる「法制化」がなされる場合の基本的態度

二、文部大臣の権限

(1) 文部大臣の権限の範囲および性格に関する基本的な考え方

(2) 答申や運営法案第二条第二項に出てくる文部大臣の「国民に対する責任」とは何か(附、憲法第十五条との関係)それが「大学自治の尊重」と並べられているが両者の関係はどう解すべきか

(3) 文部大臣の学長任命権は形式的なもの(現行法どおり)、教員の人事についても文部大臣の実質的関与権は認めるべきでない、とする国大協中間報告と、中教審答申および運営法案・特例法案との違い

(4) 答申および特例法案第九条の二第二項に定める、教員の不利益処分、の事前審査に関する学長の措置に対する文部大臣の指導助言の権限は、果して認められるべきか

三、人事

(1) 学長選挙手続

(イ) 投票者の範囲―国大協中間報告(教授、助教授、常勤講師までとするのが適當)と答申および特例法案第四条第一項、第二項との相違

(ロ) 選挙手続規則の制定―特例法案第四条第二項が「任命権者の承認」をかかっていることの可否

(2) 学部長選出手続

国大協中間報告(教授会の議に基づき学長が選考―現行法通り)、答申(教授会で適格者を選び学部長が学長に推薦、学長が慎重に選考して文相に申出る)との相違、特例法案第四条(教授会の議を経て推薦された者について、評議会の議を経て定める基準により学長が選考)と答申との関係ないし相違点

(3) 教員の選考

国大協中間報告(教授会の議に基づき学長が選考。現行法通り)。

但し教授会での投票は教授のみが望ましく、助教授以下の選考では必要に応じ助教授、常勤講師も加える」と中教審答申および特例法案第四条第五項との相違点

(4) 副学長

選考手続について法案はふれていない

(5) 教員の不利益処分

国大協中間報告(当該教員の属する教授会の意見を慎重に考慮して評議会が審査)、中教審答申(評議会は「事前」審査機関)と特例法案第五条―第九条の二との相違点

四、学内機関

(1) 学内諸機関の全体としてのあり方に関する基本的な考え方

(2) 学長

(イ) 権限―国大協中間報告では学長の職務は研究教育に直接関係のない専決事項を除き評議会の議によって行なう旨とくに述べられていたが、答申と運営法案では学長の総合調整活動と指導的機能が強調されている。

(ロ) 任期―国大協中間報告は学長の任期についてはとくに触れていなかった。運営法案第四条のような規定が果して望ましいか(ないし必要か)

(3) 評議会

(イ) 教授会との関係―国大協中間報告では全学的に重要な事項の審議決定機関(教授会はこれに対し学部意思形成機関)とされていたが、両者の関係をさらに検討し明確化する必要がないかどうか。

(ロ) 権限―答申と運営法案第七条では、評議会の審議決定機関たる性格が明らかでないのではないか

(ハ) 構成―中教審答申も、わりにゆとりのある表現を用いている。

運営法案第五条第二項、第三項のように細かく規定することが果して妥当か

(4) 学部 学部長

(イ) 権限―国大協中間報告では「研究教育に直接関係のない専決事項を除き教授会の議によって行なう」とあるが、答申と運営法案中にはこれがない(教授会の権限との関係)。

(ロ) 任期―法律で「基準」にせよと定めることが妥当か

(5) 教授会

(イ) 権限―国大協中間報告では学部の意思形成機関たることが明示されていたが、答申および運営法案第一〇条ではこの点が明示されていない。

既にのべたように評議会との関係を明確化する必要があるのではないか

(ロ) 構成―国大協中間報告(教授のほか各大学の実情に応じその自主的決定によって助教授、常勤講師を加える)と答申およびとくに運営法案第九条第二項、第三項との相違、後者の態度が果して妥当か

(6) 副学長

設ける必要があるかどうか、また、法律の規定で必ず設けなければならぬ機関とすべきものかどうか

(7) 教養部運営協議会

学部教授会との関係につき、とくに考慮しなければならぬ特別の問題がないかどうか

(8) 代議員会

学部教授会との関係につき、とくに考慮しなければならない問題がないかどうか

五、単科大学の運営―考慮しなければならない点は何か

六、その他

(1) 学外者を加えた機関の設置の可否

(2) 教員の任期制度、再審査制度を考慮すべきか

(3) 学長の認証官問題―教員の給与問題との関連

8 第三回大学運営協議会議事要録

日時 昭和三十八年六月十九日(水)午後五時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 茅委員長、平沢、本田、福田、都崎、遠城寺、赤堀、

杉野目、加茂、藤岡、山本、野村、小牧、児玉各委員

欠席者 黒川委員

茅委員長主宰の下に開会

委員長から、前回の協議会で臨時委員を選考するための小委員会を設けたが、本日その小委員会を開き協議の結果、臨時委員には当面最少限の人数を選び、その臨時委員に問題点等を検討するための専門委員を推せんしてもらうことに意見が一致し、次の両氏を臨時委員の候補者として選定した。

東京大学教授 田中二郎

京都大学教授 加藤新平

なお、以後の手續として表決の方法等については前例ともなるので、ご意見を承わりたい旨を述べ、種々協議の結果、委員中一名でも反対の者がある場合には慎重に考慮することとして了承された。

ついで、両氏の略歴、人物等について推せん者から紹介があった後、右両氏を臨時委員とする件については全会一致をもって承認された。

9 第四回大学運営協議会議事要録

日時 昭和三十八年九月二十七日(金)午後一時三十分

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 茅委員長、平沢、本田、福田(敬)、都崎、遠城寺、赤

堀、杉野目、加茂、山本、野村、小牧、児玉、福田

(得)各委員

田中、加藤、桑原各臨時委員

伊藤、大内、蓼沼代理市原、粟屋各専門委員

欠席者 黒沢、高坂、藤岡各委員、大河内臨時委員

茅委員長主宰の下に開会

一、委員の交替について

委員長から、黒川前第二常置委員会委員長の退官に伴い、同常置委員会で互選の結果、黒沢横浜国立大学長が第二常置委員会委員長に選任され、協議会規程第七条第一項第二号により協議会委員になられた旨を披露された。

二、臨時委員の選任について

委員長から、さきに臨時委員として田中、加藤の両氏をご承認願ったが、問題点検討の委員会(昭和三十八年七月十七日開催)においてさらに大河内一男東京大学教授、桑原武夫京都大学教授の両氏を臨時委員としてお願いすることになったので、追認願いたい旨を述べ、異議なく全会一致をもって追認された。

これに続き委員長から、臨時委員、専門委員の各委員を紹介された。

三、大学運営協議会規程実施細則の制定について

委員長から、本日午前中実施細則起草小委員会が開催され、小委員会としての成果を得たのでご審議願いたい。なお、本日は小委員会の委員長である藤岡氏が所用のため欠席されたので、同氏に代わり平沢委員から起草の経緯を伺うことにしたい旨を述べ、同委員から次のとおり説明があった。

細則については去る六月二十日協議会としての原案を各大学にお示しして検討を願ったうえ、各大学のご意見を九月十五日までにお寄せ下さるようお願いした。

その結果、回答を寄せられた大学は七十二国立大学中六十五大学でそのうち三十大学は原案に賛成であるか又は意見がないというものであった。また、残りの三十五大学も基本的には賛成であるが細部について多少意見があるというものであった。

よって九月二十日藤岡委員長のもとに各専門委員が参集し、これら

のご意見を慎重に検討した結果、末尾記載のとおり原案の一部を修正することとし、これを本日の午前中に開かれた小委員会で審議の結果修正案どおり全会一致をもって採択されたものである。これに対して各委員から活発な意見が述べられ、種々質疑応答が行なわれた結果、小委員会の修正案の字句を一部修正したうえ、本年九月二十七日から施行することとして全会一致をもって承認された。

大学運営協議会 規程 実施細則 修正対照表

原 案	小 委 員 会 修 正 案	制 定 条 文
<p>(招集)</p> <p>第一条 国立大学協会会則第十三条の二に規定する大学運営協議会(以下「協議会」という)は、毎年二回以上、委員長が招集する。</p> <p>前項で定めるもののほか、三人以上の委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の請求があつたとき、または第八条第二項により学長の申出が經由した地区選出委員の請求があつたときは、委員長は協議会を招集しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第二条 委員長は、協議会の議長となる。</p> <p>委員長長事故あるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第三条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。</p> <p>大学運営協議会規程(以下「規程」という。)</p> <p>第十条の規定により、委員の職務を辞退する委員の数は、出席委員の数にかぞえない。</p> <p>規程第十条の規定により、委員が辞退する</p>	<p>(招集)</p> <p>第一条(原案どおり)</p> <p>2 前項で定めるもののほか、三人以上の委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の請求があつたとき、または第八条第二項により学長の申出が地区選出委員を經由してなされた場合にその委員の請求があつたときは、委員長は協議会を招集しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第二条(原案どおり)</p> <p>2 委員長長事故あるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第三条(原案どおり)</p> <p>2 大学運営協議会規程(以下「規程」という。)</p> <p>第十条の規定により、委員の職務を辞退する委員の数は、委員の数にかぞえない。</p> <p>3 規程第十条の規定により、委員が辞退しなければならぬとき、委員が利害関係を有す</p>	<p>(招集)</p> <p>第一条(原案どおり)</p> <p>2 前項で定めるもののほか、三人以上の委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の請求があつたとき、または第八条第二項により学長の申出が地区選出委員を經由してなされた場合において、その委員の請求があつたときは、委員長は協議会を招集しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第二条(原案どおり)</p> <p>2 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第三条(原案どおり)</p> <p>2 (修正案どおり)</p> <p>3 (修正案どおり)</p>

とき、委員が利害関係を有するかどうかは、協議会の決するところによる。当該委員は、この議決に加わることができない。

(表決)

第四条 議決は、出席委員の過半数の同意を必要とする。

(定足数と表決の特例)

第五条 規程第四条第三項の定める措置および規程第六条第二項に定める助力の開始については、第三条第一項および前条の規定にかかわらず、委員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならぬ。

(委員の欠席)

第六条 委員は、病気その他の事由によつて協議会に出席することができないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

委員（臨時委員を除く。）が、前項の事由により欠席する場合、委員長の承認をえて代理人を出席させることができる。

(議事の秘密)

第七条 協議会の議事は、これを公開しない。

(学長の申出)

第八条 規程第六条第一項の定めによる学長の申出が、学長名義の公文書によつてなされたときは、これを正規の手続を経たものとする。

前項の申出は、特別の事情のあるときのほか、当該大学の所属する地区から選出された委員を経由して行なうものとする。

るかどうかは、協議会の決するところによる。当該委員は、この議決に加わることができない。

(表決)

第四条（原案どおり）

(定足数と表決の特例)

第五条（原案どおり）

(委員の欠席)

第六条（原案どおり）

2| 委員（臨時委員を除く。）が前項の事由により欠席する場合、委員長の承認をえて代理人を出席させることができる。

(議事の非公開)

第七条（原案どおり）

(学長の申出)

第八条 規程第六条第一項の定めによる学長の申出が学長名義の公文書によつてなされたときは、これを正規の手続を経たものとする。

2| 前項の申出は、特別の事情のあるときのほか、当該大学の所属する地区から選出された委員を経由して行なうものとする。

(表決)

第四条（原案どおり）

(定足数と表決の特例)

第五条（原案どおり）

(委員の欠席)

第六条（原案どおり）

2 委員（臨時委員を除く。）が前項の事由により欠席する場合は、委員長の承認をえて代理人を出席させることができる。

(議事の非公開)

第七条（原案どおり）

(学長の申出)

第八条（修正案どおり）

2 （修正案どおり）

(臨時委員)

第九條 臨時委員は、協議会がこれを選任する。

臨時委員の任期は、二年とする。ただし、規程第二條第二号に掲げる事項を処理するために選任された臨時委員の任期については、協議会が、適宜にこれを定めることができる。

(専門委員)

第十條 専門委員は、協議会がこれを選任する。

専門委員は、協議会の指定する特定の事項を処理するため、協議会または小委員会を補佐する。

専門委員は、定められた事項の処理がおわつたときに、解任される。

(小委員会)

第十一條 小委員会委員は、協議会の委員のうちから、協議会が選任する。

小委員会には、小委員長をおく。小委員長は、小委員会委員が互選する。

協議会に関する規定は、その性質に反しないかぎり、小委員会に準用する。

(臨時委員)

第九條 (原案どおり)

2 | 臨時委員の任期は、二年とする。ただし、規程第二條第二号に掲げる事項を処理するために選任された臨時委員の任期については、協議会が、適宜にこれを定めることができる。

(専門委員)

第十條 (原案どおり)

2 | 専門委員は、協議会の指定する特定の事項を処理するため、協議会または小委員会または小委員会を補佐する。

(小委員会)

第十一條 (原案どおり)

2 | 小委員会には、小委員会委員長をおく。小委員会委員は、小委員会委員が互選する。

3 | 小委員会には、その性質に反しないかぎり、協議会に関する規定を準用する。

(臨時委員)

第九條 (原案どおり)

2 (修正案どおり)

(専門委員)

第十條 (原案どおり)

2 (修正案どおり)

(小委員会)

第十一條 (原案どおり)

2 (修正案どおり)

3 (修正案どおり)

四、問題点検討委員会について

右につき委員長から、次のとおり報告があつた。

前々回のこの会議で告示した通り問題点の選定を終わり、これらの問題点を検討するため田中、加藤の両氏を臨時委員にお願いして去る七月十七日に第一回の会合を開いた。その結果、問題が重要なのでさき程

ことになつた。

八月十七日第二回目の会合を開き、管理運営の問題点について、これを選定された専門委員の方々から説明をきき協議した結果、管理運営に関する各種の資料を集め、その整理ができるのを待つて次の委員会を開くことになつてゐる。

なお、資料の整理については問題点をもう少し細かく分けて、それぞれ

れの問題点ごとに現在の法規、中教審の答申、本協会の中間報告、新聞雑誌等に掲載された論評等の意見を整理し、各大学に配付すると共にそれらを総合しながらまとめていつてはどうかと考えてその資料を収集している段階である。この問題はあまり急ぐ必要もないので灘尾文相とも意見を交換しながら進めてゆきたい。すなわち去る九月十四日認証官問題もあつたので文相の要望をうけて本協会の役員である国立大学長と共に文相と懇談した際、大学の管理制度の問題については大学側の意見をきいたうえでやつてゆきたいとの文相の意見であつたので今すぐどうということではないと思う。

以上の報告に続いて委員長から、各常置委員会の動きについて報告を求められ、それぞれ簡単な報告があつた。

10 講座、学科目に関する

省令についての資料送付の件

右のことに関しては昭和三十八年九月十七日付、国大協庶第二三二一号をもつて茅会長より各国立大学長宛左記の通り送付済みであります

記

標記の資料を同封送付いたしましたので、参考に供されるよう願います。

なお、この資料は、去る八月二十六日(月)本協会第一、第五常置委員会合同委員会を開催し、文部省より村山審議官、井内大学課長安養寺教職員養成課長が出席され、今回文部省が標記の省令を制定するに際しては各大学の実情を考慮に入れ、運営上無理が生じないようにとの根本方針を詳細に説明された要録であります。

二、彙報

1 国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行なう。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授及び研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会則

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 二人

三 理事 事 二十一人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の仕事は次のように定める。

一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員の仕事は二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第四章 会則

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれの総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事はすべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。

ただし、会長が必要と認めるときまたは会員十名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は毎年二回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第十四条の二 大学運営協議会

第十三条の二 本会に大学運営協議会を置く。

2 大学運営協議会の組織及び運営については、別に定める。

第五章 会則

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

附則

この改正は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

この改正は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

この改正は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

附則

この改正は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

附則

この改正は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

2 大学運営協議会規程

国立大学の管理運営は、本来、大学自治の原則に基づき、各大学自らの責任において行なわれるべきものである。しかし、大学が内外の複雑困難な条件のもとで多様な問題に当面しているとき、大学の管理運営をさらに適切ならしめ、大学に課せられた使命をよりよく達成するため、すべての国立大学が共同連帯の意識をもつて相互に協力すること、大学の社会的責任を果たす途であり、また、大学の自治を真に活かすゆえんである。この趣旨に基づき、国立大学協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力を一層促進し、大学の管理運営について有効適切な方策を講ずるための組織として、ここに大学運営協議会を設置する。

大学運営協議会は、すべての国立大学の自主的な協力を基礎とし、各大学の自治を充分に尊重して運営されなければならない。

大学運営協議会の活動を円滑有効にするためには、各大学があらゆる適当な方法、とくにそれぞれの地域における連絡・協議等によつて、常に相互の協力を努めることが望ましい。大学運営協議会の任務は、このような大学の協力を前提として達成されるものである。

(協議会)

第一条 国立大学協会会則第十三条の二に規定する大学運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(任務)

第二条 協議会は、左の事項を任務とする。

- 一 国立大学の管理運営の改善に寄与すること。
- 二 国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じた場合に、その大学の自主的な解決に助力すること。

(管理運営の改善)

第三条 協議会は、国立大学の管理運営の改善に寄与するため、左の事項を行なう。

一 大学の管理運営に関する内外の資料を収集し、これを整理すること。

二 国立大学の管理運営の改善に資するための方策を研究すること。

2 前項の資料及び方策は、国立大学が自主的に管理運営の改善を行なうための参考に供する。

3 協議会は、必要があるときは、国立大学の管理運営に関して、ひろく各方面の意見をきき又は各方面に意見を述べることができる。

(問題解決の助力)

第四条 協議会は、国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じたときは、その大学による自主的な解決を促進するために有効かつ適切とみとめられる助言その他の方法を講ずることによつてその解決に助力する。

2 協議会は、実情を明らかにするため必要があるときは、関係者から事情をきき又は報告を求めることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、助力の経過を国立大学協会の総会に報告し、その意見をきくことができる。

(助力の趣旨)

第五条 協議会が前条の助力を行なうにあつては、前文の精神にしたがい、当該大学の自主性を充分に尊重することを要し、いやくもその自治を侵害するようなことがあつてはならない。

(助力の開始)

第六条 第四条の助力は、当該大学の正規の手續を経た学長の申出に基づいて行なう。

2 前項による場合のほか、協議会は、前文及び前条の精神に基づき、事態を慎重に考慮した上、とくに必要があると認めるときは、第四条の助力を行なうことができる。

(協議会の委員)

第七条 協議会は、左の委員で構成する。

- 一 国立大学協会の会長及び副会長
- 二 常置の特別委員会の委員長

別表

地区別	所属国立大学名	定員
北海道	北海道大学、北海道学芸大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、福島大学	一
関東	茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京教育大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、東京医科歯科大学、東京水産大学、東京商船大学、横浜国立大学、新潟大学、山梨大学、信州大学	二
中部	富山大学、金沢大学、福井大学、岐阜大学、静岡大学、名古屋大学、愛知学芸大学、名古屋工業大学、三重大学	一
近畿	滋賀大学、京都学芸大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪学芸大学、大阪外国語大学、神戸大学、神戸商船大学、奈良学芸大学、奈良女子大学、和歌山大学	一
中国	鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学	一
九州	福岡学芸大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学	一

○了解事項
 大学運営協議会規程第四条第一項の「助言その他の方法」は、助言を超える強力な活動を行なう趣旨ではない。

- 三 各地区の国立大学によって互選された大学の学長
- 2 国立大学協会長たる委員は、協議会の委員長となる。
- 3 第一項第三号の地区別及び各地区の定員は、別表に定めるところによる。
- 4 第一項第三号に規定する委員については、左の例による。

一 任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 委員が任期中に当該大学の学長でなくなつたときは、その後任の学長が委員となる。

三 同一の大学の学長は、引き続き委員となることができない。ただし、補欠の委員であつた場合は、この限りでない。

(臨時委員及び専門委員)

第八条 協議会は、臨時委員又は専門委員を置くことができる。

2 臨時委員は、国立大学の学長又は教員の中から選任する。臨時委員は、前条に規定する委員と同一の権限を有する。

3 専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

(小委員会)

第九条 協議会は、特定の事項を処理するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

(委員の職務の辞退)

第十条 第二条第二号に規定する任務に関しては、利害関係を有する委員は、職務を行なうことを辞退しなければならない。

(実施に関する細則)

第十一条 この規程の実施に関し必要な事項は、協議会の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

3 大学運営協議会規程実施細則

(招集)

第一条 国立大学協会会則第十三条の二に規定する大学運営協議会(以下「協議会」という)は、毎年二回以上、委員長が招集する。

2 前項で定めるもののほか、三人以上の委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の請求があつたとき、または第八条第二項により学長の申出が地区選出委員を経由してなされた場合において、その委員の請求があつたときは、委員長は協議会を招集しなければならない。

(議長)

第二条 委員長は、協議会の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(定足数)

第三条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 大学運営協議会規程(以下「規程」という)第十条の規定により、委員の職務を辞退する委員の数は、委員の数にかぞえない。

3 規程第十条の規定により、委員が辞退しなければならないとき、委員が利害関係を有するかどうかは、協議会の決するところによる。当該委員は、この議決に加わることができない。

(表決)

第四条 議決は、出席委員の過半数の同意を必要とする。

(定足数と表決の特例)

第五条 規程第四条第三項の定める措置および規程第六条第二項に定める助力の開始については、第三条第一項および前条の規定にかかわらず、委員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならぬ。

(委員の欠席)

第六条 委員は、病気その他の事由によつて協議会に出席することがで

きないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

2 委員(臨時委員を除く。)が前項の事由により欠席する場合は、委員長の承認をえて代理人を出席させることができる。

(議事の非公開)

第七条 協議会の議事は、これを公開しない。

(学長の申出)

第八条 規程第六条第一項の定めによる学長の申出が学長名義の公文書によつてなされたときは、これを正規の手続を経たものとする。

2 前項の申出は、特別の事情のあるときのほか、当該大学の所属する地区から選出された委員を経由して行なうものとする。

(臨時委員)

第九条 臨時委員は、協議会がこれを選任する。

2 臨時委員の任期は、二年とする。ただし、規程第二条第二号に掲げる事項を処理するために選任された臨時委員の任期については、協議会が、適宜にこれを定めることができる。

(専門委員)

第十条 専門委員は、協議会がこれを選任する。

2 専門委員は、協議会の指定する特定の事項を処理するため、協議会または小委員会を補佐する。

3 専門委員は、前項により指定された事項の処理がおつたときに、解任される。

(小委員会)

第十一条 小委員会委員は、協議会の委員のうちから、協議会が選任する。

2 小委員会には、小委員会委員長をおく。小委員会委員長は、小委員会委員が互選する。

3 小委員会には、その性質に反しないかぎり、協議会に関する規定を準用する。

附 則

この細則は、昭和三十八年九月二十七日から施行する。

4 国立大学協会役員一覽表

会長(理事)
副会長(〃)
副会長(〃)
理事

茅	平	本	杉	石	渡	伊	大	黒	三	高	石	四	篠	赤	小	皇	三	香	遠	福	高	福	監
司	興	弘	晴	照	万	辰	義	年	清	知	正	雅	卯	四	実	至	百	冬	宗	得	泰	敬	事
東	京	熊	北	東	秋	新	東	東	横	東	東	岐	名	大	滋	広	鳥	愛	九	鹿	一	神	〃
戸	都	本	海	北	田	湯	工	業	立	学	学	古	阪	賀	島	取	媛	州	児	橋	戸	〃	
大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大

(昭和三十八年十月現在)

5 各常置委員会一覽表

(順不同)

○第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

委員長

児都玉桂三島

○第三常置委員会(学生の補導に関する問題)

岩	皇	谷	大	久	小	伊	長	藤	石	黒	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
村	川	倉	三	佐	芳	辰	秀	由	照	清	入	後	樋	加	篠	渡	今	市	香	野	久	福	三
至	道	治	郎	美	男	治	治	夫	壘	清	学	藤	口	茂	崎	辺	中	川	川	村	米	又	邦
岳	道	千	京	高	東	新	群	埼	東	横	試	盛	儀	平	万	次	禎	治	夫	衛	三	三	一
宮	廣	葉	都	知	外	瀉	馬	玉	北	浜	験	一	一	馬	郎	磨	賀	口	媛	重	お	山	信
崎	島	葉	工	知	語	大	大	大	大	国	な	岩	小	山	秋	佐	賀	媛	重	茶	水	山	州
大	大	大	業	維	大	大	大	大	大	立	歌	手	樽	形	田	大	大	大	大	大	女	子	大
大	大	大	維	大	大	大	大	大	大	大	山	大	商	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大

○第二常置委員会(学科課程、入学試験などに関する問題)

委員長

黒津石

委員長

福田敬太郎

高橋泰藏(一橋大)	服部英太郎(福島大)	小牧実繁(滋賀大)	山極三郎(北海道大)	杉野目晴貞(北海道大)	四方博(岐阜大)	松平正寿(電気通信大)	服部静夫(岡山大)	渡辺合太郎(奈良女子大)	落合太(静岡大)	佐藤知雄(名古屋工大)	小塚新一郎(東京芸術大)	赤堀四郎(大阪大)	和泉成之(長崎大)	佐藤熙(弘前大)	横田嘉右衛門(富山大)	岡田正弘(東京医科歯科大)	水野敏雄(島根大)	関根隆(東京水産大)	浅井栄資(東京商船大)	遠城寺宗徳(九州大)	三輪知雄(東京教育大)	井上吉之(東京農工大)	森沢三郎(大阪外国語大)	妻木徳一(九州工業大)	三浦百重(鳥取大)	大坪喜久太郎(室蘭工大)	
〇第六常置委員会(大学財政に関する問題)	〇第五常置委員会(大学間の協力に関する問題)	〇第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)	〇第七常置委員会(教員養成に関する問題)																								

6 一般教育特別委員会

四方静博(岐阜大)	服部新一郎(東京芸術大)	小塚新一郎(東京芸術大)	大倉三辰郎(京都工織大)	伊藤辰治(新潟大)	皇至道(広島大)	樋口盛一(岩手大)	香川冬夫(愛媛大)	三村弘一(信州大)	本田弘人(熊本大)	草場敏雄(福岡学芸大)	玖村資生(奈良学芸大)	稻山曾公(愛知学芸大)	小曾重雄(京都学芸大)	野尻幡太郎(北海道学芸大)	城戸久五郎(大阪学芸大)	北川正顕(東京学芸大)	高坂正五郎(大阪学芸大)	福田得志(鹿児島大)	小谷信市(神戸商船大)	長谷川万雄(福岡大)	萩原雄祐(宇都宮大)	大泉行雄(香川大)	篠原卯吉(名古屋大)
-----------	--------------	--------------	--------------	-----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------	--------------	-------------	--------------	------------	-------------	------------	------------	-----------	------------

7 大学運営協議会委員、臨時委員表

委員長 會長
委員 副會長

第一常置委員長	東京大學長	茅誠司
第二	熊本大學長	平興
第三	神戶大學長	弘人
第四	東北大學長	敬太郎
第五	茨城大學長	照太
第六	九州大學長	雅之助
第七	大阪大學長	宗徳
北海道・東北地区	北海道大學長	遠城寺
關東・甲信越地区	東京學芸大學長	赤野堀
中部地区	小樽商科大学長	杉野目
近畿地区	埼玉大學長	高坂
中・四国地区	電氣通信大學長	加茂
九州地区	三重大學長	藤岡
	滋賀大學長	松平
	德島大學長	野村
	鹿兒島大學長	小牧
	東京大學教授	福田
		田中
		大河内
		加藤
		桑原

8 大学運営協議会小委員会（細則起草） 委員・専門委員表

委員長 埼玉大學長
委員 東京大學長

藤岡由夫
茅誠司

京都大學長	茅誠司
熊本大學長	平興
神戶大學長	弘人
大阪大學長	敬太郎
德島大學長	照太
東京大學法學部教授	雅之助
東京大學經濟學部教授	宗徳
一橋大學法學部教授	遠城寺
埼玉大學文理學部教授	赤野堀

京都大學長	平興
熊本大學長	弘人
神戶大學長	敬太郎
大阪大學長	赤野堀
德島大學長	兒玉
東京大學法學部教授	伊藤
東京大學經濟學部教授	大藤
一橋大學法學部教授	蓼沼
埼玉大學文理學部教授	粟田

東京大學教授	伊藤正己
一橋大學教授	大藤正
埼玉大學教授	蓼沼謙
東京學芸大學助教授	粟田福雄

橫濱國立大學長	黒沢清
東京大學長	茅誠司
熊本大學長	平興
北海道大學長	本田弘人
北海道・東北地区	杉野晴貞
關東・甲信越地区	高橋泰藏
中部地区	長谷川萬吉
近畿地区	福井大學長
中・四国地区	神戶大學長
九州地区	鳥取大學長
	九州大學長

10 組織整備特別委員会委員表

9 大学運営協議会（問題点選定）専門委員表

11 大学運営協議会準備委員会委員表

委員長
副委員長
委員

(昭和三十八年三月まで)

委員長	會長	茅澤誠
副委員長	副會長	平戸辰男
委員	委員	三井透
"	"	黒川利夫
"	"	藤岡由年
"	"	大岡山正義
"	"	高坂正一
"	"	松坂佐四郎
"	"	赤堀冬夫
"	"	香川弘人
"	"	本藤重光
"	"	団藤川一郎
"	"	雄川清一
"	"	辻川隆夫
"	"	武田隆二
"	"	長浜政寿
專門委員	專門委員	田畑茂
"	"	京大法学部教授
"	"	東京大学経済学部教授
"	"	東京大学経済学部教授
"	"	京都大学法学部教授

12 第一常置委員会小委員会委員表

委員長
委員

(昭和三十七年十月まで)

委員長	委員長	平沢大
委員	委員	湯地大
"	"	久米大
"	"	福田大
"	"	野村大
"	"	又三(お茶の水女子大)
"	"	敬太郎(神戶大)
"	"	武衛(三重大)
"	"	興(京都大)
"	"	孝(山梨大事務取扱)

○第四常置委員会専門委員

村尾誠	宮田尚之	佐々木志郎	長谷川修一	河部利夫	田原節夫	鬼山信一
東京大学学生保健診療所長	京都大学保健診療所長	北海道大学事務局保健課長	東京大学学生部長	東京外国語大学学生部長	東京教育大学学生部次長	東京水産大学事務局長

13 各専門委員一覽表

専門委員

○第三常置委員会専門委員

大関年(東京工大)	山口義(山形大)	香川冬夫(愛媛大)	本田弘人(熊本大)	相良惟一(京都大教授)	久保正幡(東京大教授)	雄川一郎(東京大教授)
北海道大学学生部長	東北大学	千葉大学	東京大学	東京教育大学	京都大学	名古屋大学
池本義夫	長谷川修一	柏木嵩彦	水野弥彦	安倍三史	山田和麻呂	浅川淑彦
林川迪広	坂井迪望	行元自忍	村尾誠	宮田尚之	佐々木志郎	長谷川修一

小倉 学 茨城大学助教

○第五常置委員会専門委員

扇谷 尚 大阪大学教授

○第六常置委員会専門委員

鶴田 酒造雄 東京大学事務局長

原 敏夫 東京工業大学 "

宮崎 蔚 東京教育大学 "

錦織 武 一橋大学 "

14 要望書の提出

国立大学協会第二十九回総会（昭和三十八年六月二十、二十一両日開催）採沢の次の要望書を左記の通り提出した。

提出先

文部大臣	灘 尾 弘 吉	(七月十九日付提出)
事務次官	内 藤 誉三郎	()
政務次官	八 木 徹 雄	(七月三十日付提出)
大学学術局長	小 林 行 雄	(七月十九日付提出)
官 房 長	蒲 生 芳 郎	()
人事課長	安 達 健 二	()
会計課長	安 嶋 弥 彦	()
学生課長	笠 木 三 郎	()
教育施設部長	中 尾 竜 彦	()

国立大学協会は、昭和三十八年六月二十一日、第二十九回総会を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき、次の事項の実現方について要望します。

記

大学保健管理の制度化について

大学保健管理の強化については、昭和三十七年六月二十二日第二十四回

本総会において要望書を提出し、大学保健管理の基本的問題の早期解決を望んだ次第であります。国立大学における保健管理制度および施設整備の問題はその後も一向に進展していない実情にあります。これは心身ともに健康な国民の育成を期した教育基本法はもとより近代社会の健康重視の現状にも反して甚だ遺憾に堪えません。

最近、学生、教職員の結核による死亡、休学は減少してきているものの学びつつ治療を継続するものは必ずしも減少していないこと、精神面の調査から精神衛生上憂慮すべき問題が明らかになっていること、スポーツなど体力増進に関して医学的管理がますます必要となっていること、教職員については成人病予防対策が現状では極めて不徹底であること、放射性物質使用に関連して取扱者の健康管理が軽視されていることなど大学管理の責に任ずるものとして、保健管理の重要性とその実情に鑑み、次の事項について早期実現を強く要望します。

一、各大学に保健管理施設を設置し、これを維持運営するための予算措置を確立すること。

各大学の実情にそくして保健管理業務を円滑に遂行するため、独立的な保健管理所を設け、必要な設備を充実し、これを維持運営するために早急に予算を確立する必要がある。

二、各大学に保健管理のため、専任の教授職以下担当者を定員化すること。

大学における保健管理は疾病の予防管理のみならず、教育研究の場として個人および集団の健康安全についてその科学的理解と自主的解決に関して、積極的に体得する能力を養うことも重要であります。従つてその担当責任者は教授職とし、これを補佐するため助教・講師・助手・技官などの定員化を必要とする。

昭和三十八年七月 日

国立大学協会長 茅 誠 司

15 大学設置審議会委員候補者の推薦

昭和三十八年九月十八日、文大庶第四三七号をもつて、文部事務次官により当協会推薦による大学設置審議会委員渡辺静岡大学長と黒沢横浜国立大学長とが昭和三十八年十月十四日で任期満了となるので新委員の委嘱の必要上、当協会より候補者四名の推薦方依頼がありましたので、渡辺静岡大学長、黒沢横浜国立大学長、長谷川群馬大学長、小塚東京芸術大学長を推薦しておきました。